



丸本 本間水産株式会社と札幌市によるさっぽろ食の安全・安心推進協定

協定書

(第 180056 号)

丸本 本間水産株式会社 と 札幌市は、「安全・安心な食のまち・さっぽろ」の創造を目指し、食の安全確保と消費者への信頼の向上に向け、以下のとおり連携・協働して取り組みます。

丸本 本間水産株式会社は、これまで進めてきた食の安全確保と消費者への信頼の向上に係る各種取組のうち、次の基本項目に係る取組みについて、より一層積極的かつ自主的に取り組みます。

◆ 基本項目 ◆

- | | |
|-----------------------|--------------|
| ① 施設等の衛生管理 | ② 商品の品質管理 |
| ③ 従業者等の衛生管理 | ④ 問題発生時の危機管理 |
| ⑤ ①～④以外の食の安全・安心に関する事項 | |

札幌市は、本協定について消費者及び事業者の理解と協力を得ることができるように、広報などの支援を積極的に行います。

平成 31 年 2 月 5 日

丸本 本間水産株式会社
代表取締役

梶原 博之

札幌市
市長

秋元 克広

私たちのマイルール

基本項目に関し、詳細な取組を自ら定め、実行します。

当社は、消費者に信頼される食品の提供をし続ける為に、社員一人一人が食品安全活動を最優先に、企業活動に取り組んでまいります。

- 当社は、常にお客様の視点に立ち、「安心」「安全」「高品質」な製品、サービスを提供していきます。
- 当社は、法令、規制要求事項、コンプライアンス、お客様が求める要求事項を遵守します。
- 当社は、食品安全方針を全従業員に周知し、食品安全に対する意識を高めます。
- 当社は、食品マネジメントシステムが有効に機能しているかを定期的に見直し、継続的改善を実施します。